

令和8年10月5日

高校魅力化を核としたまちづくり推進戦略策定業務 公募型プロポーザル実施要領 7 質問の受付及び回答に基づき、令和8年9月30日までにあった質問に対し、次の通り回答する。

高校魅力化を核としたまちづくり推進戦略策定業務
公募型プロポーザル
回 答 書

No	資料名及び ページ数	質問事項及び回答
1	様式5 実施体制調書（その1①②、その2①）	様式5の「① 仕様書中、4（5）の業務に主担当として従事した実績」「② 仕様書中、4（5）の業務に主担当以外として従事した実績」及び「携わった業務（ア～ウで選択）」について、別紙1仕様書の4は「業務実施体制等」であり、(5)の項目が見当たりません。次のいずれの理解でよろしいかご教示ください。 （1）実施要領「4 参加資格要件」(5)に掲げる業務（アからエまで）を指し、「携わった業務」欄にはアからエまでの記号を記載する。 （2）仕様書「5 委託業務の内容」(1)のアからウまでを指し、「携わった業務」欄にはアからウまでの記号を記載する。 また、いずれにも該当しない場合は、記載すべき業務の範囲をご教示ください。 （回答） 様式5中、「仕様書中、4」は、「実施要領中、4」と読み替えてください。
2	実施要領 9(2)②オ（出席者）／様式5 実施体制調書	実施要領9(2)②オでは「実施体制調書（様式5）に記載した管理責任者及び主任担当者は必ず出席する」とされていますが、様式5は「その1 アドバイザー」「その2 アドバイザーを支援する者」の構成で、管理責任者及び主任担当者の記載欄がありません。次の3点についてご教示ください。 （1）様式5の「その1 アドバイザー」及び「その2 アドバイザーを支援する者」に記載した者が出席すれば、出席要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 （回答） お見込みのとおりです。 （2）アドバイザーを支援する者が複数名となる場合、「その2」を人数分作成して提出してよろしいでしょうか。

		(回答) お見込みのとおりです。 (3) 実施要領 9(2)②イではプレゼンテーションを「現地又はオンライン」で行うとされていますが、いずれで実施するかは参加者が選択できるのでしょうか。また、オンラインで実施する場合の出席者の要件（人数・必須出席者）は現地実施の場合と同じとの理解でよろしいでしょうか。 (回答) プレゼンテーションの現地又はオンラインの選択は、参加者側で選択してください。また、オンラインで実施する場合の出席者の要件は現地実施の場合と同様です。
3	別紙 2 評価基準書 1(1)①（企画提案審査）	評価基準書 1(1)①では、企画提案書の評価を 5 段階評価（特により 10 点、良い 8 点、普通 6 点、やや劣る 4 点、劣る 2 点）とされていますが、評価項目「企画内容」の配点は 20 点となっています。 「企画内容」については、5 段階評価の点数を 2 倍して 20 点満点に換算する（例：良い＝16 点）との理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、換算の方法をご教示ください。 (回答) お見込みのとおりです。
4	実施要領 8(4)①	実施要領 8(4)①では、企画提案書を「表紙を除き 10 ページ以内とする。ただし、図表に関してはこの限りではない。」とされています。この「図表に関してはこの限りではない」とは、次のいずれの意味かご教示ください。 (1) 図表のみで構成されるページは、10 ページの枚数に含めない。 (2) 図表内の文字については、文字サイズ 11 ポイント以上の定めを適用しない。 (3) 上記の両方。 (回答) (3) 上記の両方となります。
5	実施要領 8(1)⑥（提案価格見積書）	実施要領 8(1)⑥の提案価格見積書は「年度別に作成し、見積内訳書を含むこと」とされていますが、履行期間は契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとされています。 提案価格見積書は令和 8 年度分のみを作成し、その金額（消費税及び地方消費税を含む。）を提案価格とするとの理解でよろしいでしょうか。 (回答) お見込みのとおりです。

6	実施要領 9(2)②オ (その他)	実施要領9(2)②オでは、プレゼンテーションの資料に「提案者を特定することができるような内容（社名やロゴマークなど）の記載は行わないこと」とされ、プレゼンテーションは提出した企画提案書により行うこととされています。 次の2点についてご教示ください。 （１）提出する企画提案書についても、社名やロゴマーク等を記載しないとの理解でよろしいでしょうか。 （回答） お見込みのとおりです。 （２）企画提案書に、他の自治体での業務の実施例として自治体名や事業名を記載することは、「提案者を特定することができるような内容」に該当するでしょうか。 （回答） 該当いたしません。
7	実施要領 4(5)(参加 資格要件)／様式4 業務実績調書(表1、 ※1①・※2・※6)	実施要領4(5)の「国、都道府県又は市区町村から受託した業務」について、次の3点についてご教示ください。 （１）総務省の「地域活性化起業人」制度に基づき、地方公共団体と企業との協定により企業の社員が派遣され、当該企業が担った業務は、「受託した業務」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 （２）含まれる場合、様式4表1の「業務委託名」欄には協定の名称を記載し、「契約の区分」欄は②（他の支援業務等の一部として実施したもの）とし、同※1①の「元請けとして契約したもの」には協定の当事者である企業として該当するとの理解でよろしいでしょうか。 （３）同※6の実績を証明する書類として、協定書の写しを添付することによろしいでしょうか。 （回答） お見込みのとおりです。